

2020年5月27日

教職員 各位

理事長 小林 弘祐

## 新型コロナウイルス感染症の対応について（通知）【第16報】教職員対象

2020年5月25日、緊急事態宣言が全面解除されたことに伴い、本法人の今後の対応を下記のとおりといたしたく通知します。

感染の予防に最大限配慮しながら、教育・研究活動を慎重に再開し、感染を起こさないよう、教職員の皆様には、これまで以上に慎重な対応をお願いします。

なお、本報の発出後に再度感染拡大の確認が認められた場合、あるいは感染拡大の兆候が見られると判断した場合には、行動制限の再発令及び期限を定めた要請等の再延長など、速やかに強い感染防止対策等を講じることを申し添えます。

### 記

1. 国外出張について  
原則として国外の業務出張を禁止します。
2. 国内出張について  
引き続き可能な限りオンライン等の代替手段を検討してください。不要不急の出張は引き続き禁止としますが、所属長が緊急且つ重要性の高い業務と判断した場合は、国内の出張及び会議等の対面出席を可とします。ただし、感染予防策（接触・飛沫感染防止策）を徹底し、出張先でも3密（密閉・密集・密接）を避け慎重に行動してください。
3. 私事の旅行・移動等（国外・国内）について
  - ① 海外渡航は当面自粛してください。
  - ② 2020年6月18日（木）まで、県境を越える不要不急の国内旅行は自粛してください。
4. 次の症状等がある方は「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡していただくとともに、必ずその対応結果について所属学部・研究科等事務室にご連絡ください。
  - ◎ 少なくとも以下のいずれかに該当する場合はすぐに連絡してください。（これらに該当しない場合の連絡も可能です。）
    - ① 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
    - ② 重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合  
（※）高齢者（65歳以上）、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）などの基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

- ③ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合  
症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い  
症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない場合  
も同様です。
- ④ 妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めに「帰国者・接触者相  
談センター」にご相談ください。

5. 新型コロナウイルス感染症の「患者（確定例）」と濃厚接触があった方（濃厚接触者\*）及  
び「疑似症患者」と濃厚接触があった方は、以下の対応をしてください。\*下記【用語の定義】  
を参照の事

- ① 速やかに「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡してください。
- ② 上記4の症状が無い場合でも、経過観察のため、接触後、接触日を0日として14日間の  
自宅待機を要請します。速やかに所属学部・研究科等事務室にご連絡ください。（欠勤扱い  
としない。）
- ③ 自宅待機期間経過後は、健康状態について所属学部・研究科等事務室へ連絡し、発熱や苦  
しさ等の呼吸器症状がないことを確認したうえで出勤してください。
- ④ 経過観察中に上記4の症状が出現した場合には、「帰国者・接触者相談センター」に電話  
連絡していただくとともに、必ずその対応結果について所属学部・研究科等事務室に連絡し  
てください。

6. 研究者、研修者等の受け入れについて  
海外からの受け入れは、当面、延期もしくは中止してください。

7. ゼミ、集中講義、学会等を開催、参加する場合について

引き続き可能な限りオンライン等での開催を検討してください。やむを得ず開催、参加する  
場合には、感染予防策（接触・飛沫感染防止策）を徹底し、3密（密閉・密集・密接）を避け  
るなど慎重に対応してください。

8. 在宅勤務・分散勤務及び時差出勤について

- ① 在宅勤務は学生の登校時期に合わせて段階的に解除してください。なお、次の部署あるい  
は個人については、所属長の判断により当面継続することも可とします。
- 1) 法人本部法務部、資産運用部等、所属職員が在宅勤務を選択した場合でも業務の効率化  
が図られ、組織としてより生産性の向上が引き続き期待できる部署
- 2) 妊娠中の職員及び高齢者（65歳以上）、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）などの  
基礎疾患がある職員や透析を受けている職員、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている職  
員
- 3) 上記2)以外で所属長が特に在宅勤務が必要と認めた職員

※「在宅勤務」については、新型コロナ感染症が終息した後にも恒常的に適用できるよう、  
IT化の推進と共に新しい働き方のひとつの形態として、関連規則等を整備し制度化する  
ことを別途検討します。

② 分散勤務は集団感染（クラスター）対策として、各部署の業務内容に応じて可能な限り継続してください。なお、学生対応等で分散勤務の継続が困難な場合は、学生対応が必要な業務とそれ以外の業務の仕分けを行い、特に学生対応が必要な業務については、下記に示す「一般的な感染予防策（接触・飛沫感染防止策）」を徹底し、フェイスシールドの着用、またはアクリル板・透明ビニールカーテン等による遮蔽等の措置を講じたうえで、所属長の判断で適宜解除するものとします。

③ 時差出勤は2020年6月30日（火）まで延長します。

※「時差出勤」も、新しい働き方のひとつの形態として、別途、継続を検討します。

## 9. 研究活動の再開について

感染拡大の予防に最大限配慮しつつ、以下の留意点・工夫例等を参考にして、研究活動の再開・推進をお願いします。【対応根拠：文部科学省事務連絡「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた大学等における教育研究活動の実施に際しての留意事項等について（周知）」（2020年5月15日付）】

### ① 研究室・執務室等での活動（学生等の研究室活動を含む）について

- 1) 「一般的な感染予防策（接触・飛沫感染防止策）」を徹底する。
- 2) 在宅勤務（テレワーク）を推進し、研究スタッフが午前と午後で交替勤務を行う、あるいは、曜日毎にローテーションで勤務を実施するなど、出勤者・出勤時間の合計を削減する。
- 3) 押印や署名に代えてオンラインでの手続きを活用するなど、在宅勤務者に配慮して柔軟に対応する。
- 4) 外部業者等との接触を減らすため、納品や検収の方法を柔軟に運用する。
- 5) 共用ネットワーク環境を最大限活用する。（ネットワーク環境を保有していない人への開放等）
- 6) 研究スタッフが他者との接触を極力避けられるエリアの設置など、可能な限り研究活動に専念できる環境を整備する。
- 7) 外国人を含む海外在住研究者の雇用が予定されており、オンラインでの研究が可能な場合は、渡航制限解除まで雇用主の管理のもと現地での在宅勤務を可能とする措置を講じる。
- 8) オンラインの活用にあたっては、情報セキュリティ対策にも留意する。

### ② 実験施設・設備の利用について

オンラインを活用した研究活動、打合せ等を最大限実施しつつ、実験施設・設備を利用する場合は、以下の感染予防策を実施してください。

- 1) 実験施設・設備の利用は最低限に留め、データ解析等は在宅で行う。
- 2) 「三つの密」を避けるための運転計画、施設利用スケジュールを構築する。（施設内の密を避けつつ、短時間の実験を継続する等）
- 3) 研究設備や備品について、端末操作画面やスイッチ、ドアノブやトイレなど複数の人の手が触れる場所を必要に応じて消毒する。また、実験等の性質も考慮しつつ、ドアを常時開放するなど、人の手が触れる場所を少なくする。

- 4) 安全管理等の理由により、複数の人が同時に操作を行う必要がある研究施設や設備等においては、マスクの着用、フェイスシールドの着用、またはアクリル板・透明ビニールカーテン等による遮蔽等の措置を行う。
- 5) 単独で長時間の実験・施設利用を行う場合は、利用開始・終了の声掛けや記録、事故時の連絡手段の再確認など、万が一の事故に備えた安全対策を講じる。
- 6) 実験動物、遺伝子組換え生物（微生物、植物、動物）、病原性微生物や放射性物質を使用する研究の場合、機関管理のもと、関係法令等を踏まえ適切に実施する。
- 7) 設備の遠隔利用や研究代行等の取組を積極的に実施するとともに、機関内外の遠隔利用サービス等を積極的に利用する。
- 8) 講義のオンライン化等に伴い空いている教室や実験・実習室等がある場合には、それらを積極的に活用する。

10. 教職員の課外活動について

教職員の集団による課外活動（テニス部、野球部、華道部等）は、学生と同様に**当面禁止と**します。

11. 日常の健康管理等について

十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事による免疫機構の維持を心がけてください。また、発熱等の風邪の症状が見られるときは、無理をせず自宅で休養してください。

【用語の定義】 ※新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領 抜粋

（国立感染症研究所 感染症疫学センター 2020年4月20日版）

- ◇「患者（確定例）」とは、「臨床的特徴等から新型コロナウイルス感染症が疑われ、かつ、検査により新型コロナウイルス感染症と診断された者」を指す。
- ◇「疑似症患者」とは、「臨床的特徴等から新型コロナウイルス感染症が疑われ、新型コロナウイルス感染症の疑似症と診断された者」を指す。
- ◇「濃厚接触者」とは、「患者（確定例）」の感染可能期間（※）に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。
  - ・患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
  - ・適切な感染防護無しに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者
  - ・患者（確定例）の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
  - ・その他：手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と15分以上の接触があった者（周辺的环境や接触の状況等個々の状況から患者の感染症を総合的に判断する。）

※「患者（確定例）の感染可能期間」とは、発熱及び咳・呼吸困難などの急性の呼吸器症状を含めた新型コロナウイルス感染症を疑う症状（以下参照）を呈した2日前から隔離開始までの間とする。

- ・発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁、鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐など

※ 一般的な感染予防策（接触・飛沫感染防止策）

- ・会議はオンラインで実施（対面の場合は換気とマスク）
- ・十分な対人距離の確保
- ・水と石けんによる手洗いの徹底
- ・入口及び施設内の手指の消毒設備の設置
- ・マスクの着用（教職員、学生等及び入場者に対する周知）
- ・施設の換気（実験等の性質も考慮しつつ、換気設備を適切に運転する、2つの窓を同時に開けるなど）
- ・施設（ドアノブ・エレベータボタン等）の消毒
- ・症状（発熱や風邪症状等）のある方の入場制限（検温の積極的実施、体調不良時の出勤回避、個人情報取扱に十分注意しながら入場者等の名簿を適正に管理）

○関連情報ホームページ

- ・厚生労働省ホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

- ・帰国者・接触者相談センター（都道府県別）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html)

- ・文部科学省新型コロナウイルス対策特設ページ

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/coronavirus/index.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html)

以 上

《本件問い合わせ先》

人事部（飯淵・石井・中村/03-5791-6192）

[jinji@kitasato-u.ac.jp](mailto:jinji@kitasato-u.ac.jp)

研究支援センター（中村・平川/042-778-7814）

[shien@kitasato-u.ac.jp](mailto:shien@kitasato-u.ac.jp)

国際部（高山・花田/042-778-9730）

[kokusai@kitasato-u.ac.jp](mailto:kokusai@kitasato-u.ac.jp)